

この書面を必ずお読みください

この書面は、「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」と「商品パンフレット」で構成されています。「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。



この商品は、イオン・アリアンツ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。

WEB版 「ご契約のしおり・約款」のご案内



イオン・アリアンツ生命ホームページ内で「ご契約のしおり・約款」を掲載しております。URLより、当保険商品の「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
<https://www.aeon-allianz.co.jp/customer/clause/>

必ずお読みください

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

■ご契約の際には「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」などを必ずご覧ください。

- 「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識等について記載しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集代理店の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

■生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとイオン・アリアンツ生命との保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してイオン・アリアンツ生命が承諾したときに有効に成立します。

■この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

■イオン・アリアンツ生命は生命保険契約者保護機構に加入しております。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。
- イオン・アリアンツ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL: 03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)]午前9時～正午、午後1時～午後5時]
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

(引受保険会社)

イオン・アリアンツ生命保険株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目10番9号
住友不動産水道橋壹岐坂ビル

カスタマーサービスセンター

通話無料 0120-503-928

(受付時間 月曜～金曜 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～17:00)
<https://www.aeon-allianz.co.jp>

持病があっても入しやすい
元気パスポートワイド

無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)

告知はなんと
2項目!重要事項に関するお知らせ
(契約概要／注意喚起情報)
兼 商品パンフレット

2024年12月



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

ポイント
1

健康に不安がある方でも加入しやすい!



持病のある方



お薬を服用
している方



過去に入院・
手術をされた方

2つの告知項目がともに **いいえ** ならお申込みいただけます。

ポイント
2

ご契約初年度から全額保障されます

給付金のお支払いは削減期間がないため、ご契約初年度より満額お受取りいただけます。

ポイント
3

保障はわかりやすいシンプルな設計

主契約は入院・手術・放射線治療をしっかり保障。4つの特約から必要なものを必要な分だけ組み合わせることができます。

主契約
(基本保障)



入院給付金



手術給付金



放射線治療給付金



特約
(選べる
オプション)



引受基準緩和型
先進医療特約



引受基準緩和型
入院一時給付特約



引受基準緩和型
退院後通院特約



引受基準緩和型
骨折保障特約

ポイント
4

ご契約者さま向けサービスとしてウエルネスパレットがご利用いただけます

お客さまの健康づくりをサポートするアプリです。健康活動を行うとウエルネスコインが貯まり、イオングループのクーポンと交換ができます。

※詳細についてはP14でご確認ください。



●この商品は、告知項目を限定し引受基準を緩和することで、健康に不安のある方でも加入しやすいように設計されています。このため、**保険料は当社の他の医療保険と比べて割増し**されています。

●健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、保険料が割増しされていない当社の他の医療保険にご加入いただける場合があります。(ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。)



告知項目について

2つの告知項目がともに **いいえ** ならお申込みいただけます。



1

最近3カ月以内に、医師・歯科医師から入院・手術・放射線治療のいずれかをすすめられたことはありますか。

※ただし、告知日時点ですでに入院・手術・放射線治療を終了し、今後の入院・手術・放射線治療をすすめられていない場合は「いいえ」となります。

はい

いいえ

2

過去1年以内に、病気やケガで入院・手術・放射線治療・先進医療を受けたことがありますか。

※ただし、その入院・手術・治療等が下表のいずれかに該当する場合は「いいえ」となります。

はい

いいえ

【対象外】

目・鼻・耳	白内障、ものもらい(めばちこ)、中耳炎、鼻炎、副鼻腔炎(ちくのう症)、鼻中隔湾曲症、鼻ポリープ(鼻たけ)
口・のど	歯根のう胞、扁桃炎、咽頭炎、喉頭炎、甲状腺の病気
胃腸・肛門	急性胃腸炎、虫垂炎、食中毒、鼠経(そけい)ヘルニア、脱腸、痔、肛門周囲膿瘍
皮膚	いぼ、粉瘤、巻き爪、アテローム
女性の病気・手術	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、子宮外妊娠・異所性妊娠、吸引分娩・吸引娩出術、鉗子手術・鉗子娩出術、会陰(陰門)切開および縫合術(分娩時)または胎児外回転術
その他	かぜ、インフルエンザ、熱中症(日射病)、マイコプラズマ肺炎 四肢*1のケガ(骨折*2、脱臼、筋肉や腱または靱帯の損傷や断裂) *1 四肢には肩関節部、鎖骨、股関節部、骨盤部を含みます。 *2 将来、抜釘を要する内固定具(金属・プレート等)が現在入っていない場合に限る
手術	(ア)傷の処理(創傷処理、デブリードマン) (イ)切開術(皮膚、鼓膜) (ウ)抜歯手術 (エ)骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 (オ)異物除去(外耳、鼻腔内) (カ)鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜) (キ)魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術) (ク)レーシック、歯科インプラント手術

さらに

引受基準緩和型骨折保障特約をご希望の場合は告知項目3をチェック

3

過去1年以内に、圧迫骨折、骨粗しょう症、変形性関節症、くる病、骨軟化症で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。

はい

いいえ



告知項目の解説

診察	医師・歯科医師から「問題ない」と言われた場合、病名を告げられていない場合、治療や投薬がない場合でも指定の期間内であれば、告知が必要です
投薬	病院や診療所で薬の処方のみを受けた場合を含みます
入院	医師の治療が必要なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下にあることをいい、日帰り入院や診断確定のための検査目的の入院、教育入院も含みます
手術	「日帰り」の手術や以下によるものも含みます ・帝王切開 ・内視鏡 ・レーザー ・カテーテル ・切開術
治療中	投薬・注射・手術・放射線治療・心理療法などで継続的に受診している状態

				保険期間	ページ
主契約 (基本保障)	 疾病入院給付金 災害入院給付金	病気やケガで1日以上入院を 1回の入院の給付限度(1回の入院について	されたときに給付金を受取れます の支払日数の限度)は、60日です。	終身	P7~8
	 手術給付金	病気やケガで公的医療保険制度 給付金を受取れます 手術給付金の型は、0倍型 5倍型 10倍型	の対象となる所定の手術を受けられたとき、 から選ぶことができます。	終身	P7~8
	 放射線治療給付金	病気やケガで公的医療保険制度 給付金を受取れます 入院の有無は問いません。放射線治療を受	の対象となる所定の放射線治療を受けられたとき、 けられたとき、60日の間に1回を限度に給付金を受取れます。	終身	P7~8

+

お客さまのニーズに合わせて様々な保障を組み 合わせることができます

特約 (選べるオプション)	 引受基準緩和型 先進医療特約	☒ 先進医療による療養に備 所定の先進医療による療養を受けら	えたい方へ れたとき、先進医療にかかる技術料と同額の給付金を受取れます。	10年*1 (自動更新)	P9~10
	 引受基準緩和型 入院一時給付特約	☒ 入院時にまとまったお金を 病気やケガで1日以上入院をされ	受取りたい方へ たとき、給付金(一時金)を受取れます。	終身	P9~10
	 引受基準緩和型 退院後通院特約	☒ 退院後の通院に備えたい 病気やケガによる所定の入院の退院	方へ 後に所定の通院をされたとき、給付金を受取れます。	終身	P11~12
	 引受基準緩和型 骨折保障特約	☒ 病気や不慮の事故等によ 骨折をされたとき、給付金を受取れ	る骨折に備えたい方へ ます。入院の有無は問いません。	80歳まで	P11~12



*1 引受基準緩和型先進医療特約は保険期間10年の更新型で、自動更新されます。ただし、更新日(この特約の保険期間の満了の日の翌日)の被保険者の年齢が86歳以上である場合は、保険期間および保険料払込期間は終身となります。

🏥 病気やケガによる入院に備える 疾病入院給付金 災害入院給付金

病気やケガで1日以上入院をされたときに給付金を受取れます。
日帰り入院から保障します。

 ※日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無等を参考にして判断します。

お受取額例 入院給付日額：5,000円の場合 [入院給付日額 × 入院日数]
5,000円 × 入院日数 3,000円～20,000円
(1,000円単位)で設定できます。

■ 支払日数の限度について

疾病入院給付金・災害入院給付金の支払日数の限度は、それぞれ次のとおりです。

	1回の入院についての支払日数の限度	通算支払日数の限度
疾病入院給付金	60日	1,095日
災害入院給付金	60日	1,095日

👨‍⚕️ 病気やケガによる手術に備える 手術給付金

病気やケガで公的医療保険制度の
対象となる所定の手術を
受けられたときに給付金を受取れます。

-  支払回数は無制限
-  手術給付金の型は **0倍型** **5倍型** **10倍型** から選択
-  対象手術は約1,000種類、骨髄ドナーも保障

お受取額例 入院給付日額：5,000円の場合 [1回につき入院給付日額 × 所定の倍率] **選択**
0倍型 お支払いはありません **5倍型** **2.5万円** **10倍型** **5万円**

■ 手術給付金の支払額(1回につき)

型(倍率)	支払額
0倍型	お支払はありません
5倍型	入院給付日額の 5倍
10倍型	入院給付日額の 10倍

※創傷処理、抜歯手術等、手術給付金をお支払いできない手術があります。P16を参照ください。
※骨髄移植術のための骨髄幹細胞の採取術に対する手術給付金(骨髄ドナーの保障)は、責任開始日からその日を含めて1年経過後の所定の手術についてお支払いします。

📄 放射線治療に備える 放射線治療給付金

公的医療保険制度の
対象となる所定の放射線治療を
受けられたときに給付金を受取れます。

-  支払回数は無制限(60日の間に1回の支払)
-  手術給付の型(倍率)と同一の型(倍率)が適用

お受取額例 入院給付日額：5,000円の場合 [1回につき入院給付日額 × 所定の倍率] **選択**
0倍型 お支払いはありません **5倍型** **2.5万円** **10倍型** **5万円**

■ 放射線治療給付金の支払額

型(倍率)	支払額
0倍型	お支払はありません
5倍型	入院給付日額の 5倍
10倍型	入院給付日額の 10倍



先進医療による療養に備える

引受基準緩和型先進医療特約 ●契約年齢：20～85歳 ●保険期間：10年*¹(自動更新)

*¹ 引受基準緩和型先進医療特約は保険期間10年の更新型で、自動更新されます。ただし、更新日(この特約の保険期間の満了の日の翌日)の被保険者の年齢が86歳以上である場合は、保険期間および保険料払込期間は終身となります。

所定の先進医療による療養を受けられたときに
先進医療にかかる技術料と同額の給付金を受取れます。

先進医療
給付金

支払限度

通算：**2,000万円**

参考 先進医療の費用(技術料)例

先進医療の療養を受けるときは、技術料の全額が自己負担となります。

重粒子線治療	陽子線治療
3,135,655円	2,659,009円

※重粒子線治療や陽子線治療は、治療する部位によって公的医療保険制度適用の対象となるものがあります。
 出典：厚生労働省「第127回先進医療会議 令和5年度実績報告(令和4年7月1日～令和5年6月30日)」より
 イオン・アリアンツ生命作成



病気やケガによる入院に一時金で備える

引受基準緩和型入院一時給付特約 ●契約年齢：20～85歳 ●保険期間：終身

病気やケガで**1日以上**の入院をされたときに給付金(一時金)を受取れます。
主契約と同じく日帰り入院から保障します。



支払回数は無制限(主契約の1回の入院につき1回。ただし、180日の間に1回の支払)



給付金額は入院給付日額とは別に設定可能



※日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無等を参考にして判断します。

入院
一時給付金

お受取額例

給付金額：
10万円の場合

[入院1回につき給付金額]
10万円

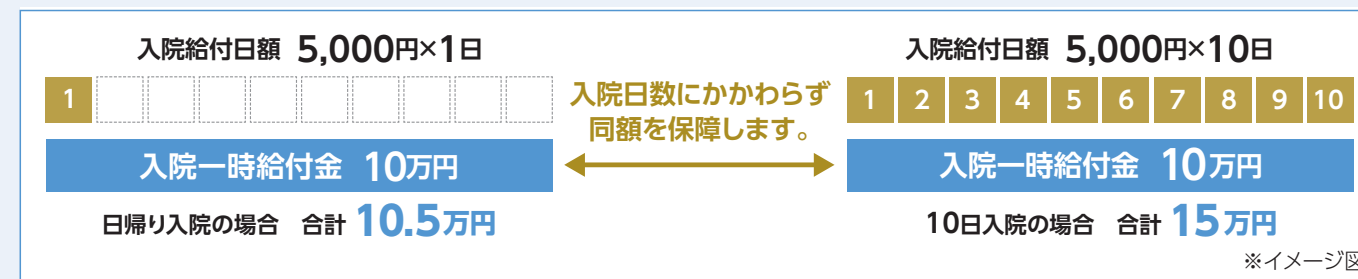
主契約の入院給付日額にかかわらず
 1万円～10万円(1万円単位)で設定
 できます。



睡眠時無呼吸により入院した場合、その入院の日数が2日以内で、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかったときは、入院一時給付金の支払対象となりません。ただし、睡眠時無呼吸により1日以上入院をした場合、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかったときでも、主契約の疾病入院給付金の支払対象となります(睡眠時無呼吸による入院には、睡眠時無呼吸の診断または検査等のための入院を含みます)。

■入院一時給付金のお受取事例

【ご契約例】主契約の入院給付日額：5,000円 引受基準緩和型入院一時給付特約の給付金額：10万円



入院中の医療費だけではなく、下記のような費用がかかることも考えられます。



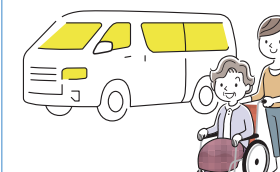
入院前の**検査費用**



入退院時の**交通費**
 (電車・タクシー代など)



入院中の**日用品代**
 (パジャマ・タオルなど)



家族・付添い人の**交通費**



入院一時給付金のお支払いは、病気やケガで主契約の入院給付金が支払われる入院をされることを要します。

退院後の通院に備える

引受基準緩和型退院後通院特約 ● 契約年齢：20～85歳 ● 保険期間：終身

病気やケガによる入院の退院後に所定の通院をされたときに給付金を受取れます。
 退院後の往診・訪問診療も保障します。

通院給付金	お受取額例	通院給付日額：5,000円の場合	〔通院給付日額 × 通院日数〕 5,000円 × 通院日数	2,000円～10,000円 (1,000円単位)かつ、 主契約の入院給付日額 以下で設定できます。
-------	-------	------------------	---	---

■ 通院給付金のお受取事例 ※支払事由の概要および支払限度については「契約概要」を参照ください。

通院の原因	通院対象期間	通院給付金の支払日数の限度	
		1回の通院対象期間中の通院についての支払日数の限度	通算支払日数の限度
病気やケガによる通院	退院後 180日	30日	1,095日

⚠ 通院給付金のお支払いは、病気やケガで主契約の入院給付金が支払われる入院をされ、その原因となった病気やケガのため通院対象期間中に通院されることを要します。

■ 通院給付金のお受取イメージ図



病気や不慮の事故等による骨折に備える

引受基準緩和型骨折保障特約 ● 契約年齢：20～70歳 ● 保険期間：80歳

病気や不慮の事故等による所定の骨折の治療を受けられた時に給付金を受取れます。

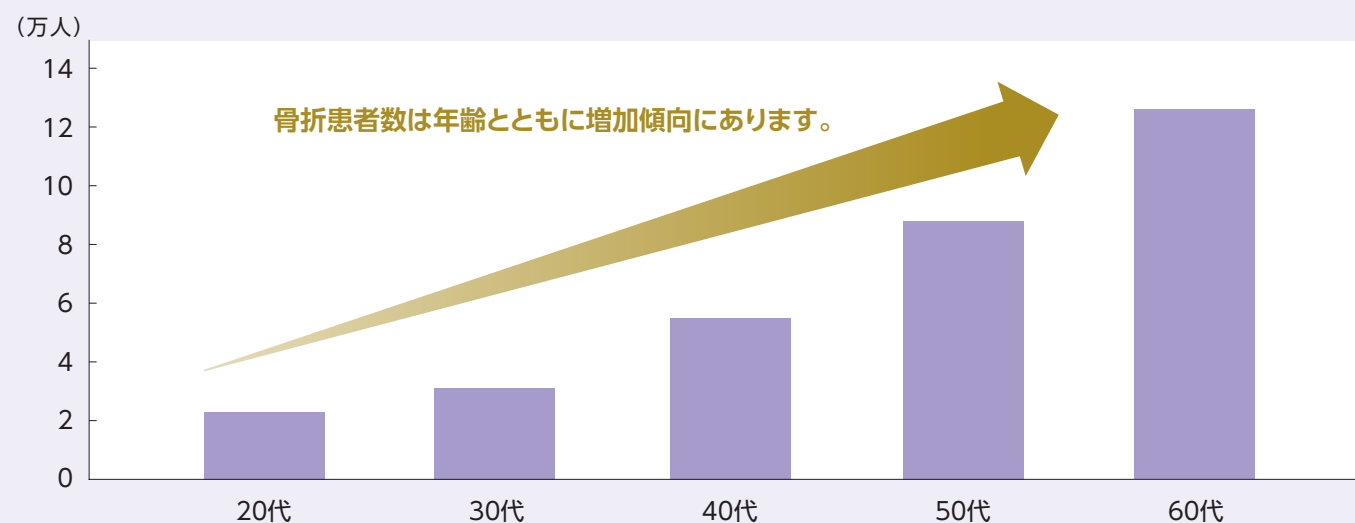
👉 給付金は入院しなくても受取り可能 亀裂骨折や剥離骨折も支払対象

👉 支払限度は通算10回(同一の不慮の事故につき1回の支払)

骨折保障給付金	お受取額例	給付金額：10万円の場合	〔1回につき給付金額〕 10万円	5万円～10万円(1万円単位)で設定 できます。
---------	-------	--------------	----------------------------	-----------------------------

⚠ 次の治療は支払対象となりません。
 ①軟骨(鼻軟骨・肋軟骨・半月板等)の損傷による治療 ②病院または診療所*1以外での治療
 *1 四肢における骨折に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。

参考 年齢別骨折患者数



出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」よりイオン・アリアンツ生命作成

ご契約後の手続き

■ マイページ インターネット

ご契約後の手続きは、パソコン、スマートフォンからご利用いただけるマイページが便利です。マイページから、ご契約内容の確認や病気やケガで給付金を請求する場合、請求書類をお取り寄せすることもできます。

● マイページでできること

- **住所、電話番号、メールアドレスの登録・変更**
- **保険料払込方法の変更**
- **生命保険料控除証明書の再発行**
- **ご家族登録サービス設定・変更**
- **振替口座・クレジットカード情報変更**
- **マイページID・パスワードの変更**

※必ず保険契約者ご本人さまがご利用ください。
※契約者さまと被保険者さまが同一の場合に限ります。



● ご利用方法

マイページ 未作成 のご契約者さま

『「マイページ作成」のお知らせ』に記載の仮マイページIDと初期パスワードでマイページに登録いただけます。

マイページ 作成済 のご契約者さま

「生命保険証券発行のご案内」に記載されている二次元バーコードからマイページにログインしていただけます。

**イオン・アリアンツ生命マイページログインURL**
<https://insweb.aeon-allianz.co.jp/mypage#/login>



■ カスタマーサービスセンター お電話

上記以外のお手続きについては、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

**通話無料**

0120-503-928
※証券番号をご確認のうえ、保険契約者ご本人さまよりお電話ください。

受付時間
月曜日～金曜日 9:00～19:00
土・日・祝日 9:00～17:00

健康増進アプリ「ウエルネスパレット」

「ウエルネスパレット」は、ご契約されたお客さまの日々の健康づくりをサポートするアプリです。

ウエルネスパレット



■ アプリの主な機能

- 日々の健康管理**
スマホを持ち歩くだけで歩数が自動で記録されます。体重・血圧なども記録でき、簡単に毎日の健康管理ができます！
- コインが貯まる**
歩いたり、記録をしたりすると「ウエルネスコイン」が貯まります。アプリを活用して健康活動を行うだけでウエルネスコインがもらえるから、楽しみながら続けられます！
- クーポンに交換**
貯まったウエルネスコインはイオングループなどで利用可能なクーポンと交換できます。健康関連商品などをお得にGETしましょう！



イオン・アリアンツ生命公式WEBサイト内にて特典の詳細を掲載しています。

[詳細はこちらから▶](#)



■ ウエルネスコインの獲得方法 (2024年12月現在)

分類	付与条件	獲得方法	付与コイン	付与上限
ログイン	ログインボーナス	「ウエルネスパレット」を起動	1コイン	1日1回
	マイページ初回ログイン	マイページに関するアンケートに回答	200コイン	初回のみ
測定記録	歩数記録4,000歩	1日4,000歩 歩く(スマホの歩数記録と自動連携)	1コイン	1日1回
	歩数記録8,000歩	1日8,000歩 歩く(スマホの歩数記録と自動連携)	1コイン	1日1回
	体重記録	体重を入力	1コイン	1日1回
	睡眠記録	睡眠記録(就寝、起床時間)を入力	1コイン	1日1回
	食事記録	食事記録(1日3食分)を入力	1コイン	1日1回
	血圧記録	血圧数値を入力	20コイン	月1回
動画視聴	フィットネス動画視聴	アプリ内の動画を最後まで視聴し獲得ボタンを押す	5コイン	週1回

※獲得方法および獲得履歴についてはアプリ内でご確認いただけます。



ご契約者さま向けサービスは、生命保険契約による保障とは異なります。ご契約者さま向けサービスの内容はホームページ、他案内等でご確認ください。また、ご契約者さま向けサービスは将来予告なく変更または中止される場合がありますのでご注意ください。



手術給付金等が支払の対象かどうか確認する方法はありますか？

医療機関で発行される領収証等で確認することができます。

責任開始時前に発病した疾病による入院等でも保障されますか？

主契約（基本保障）

契約年齢(歳)	入院給付日額：5,000 円			入院給付日額：10,000 円		
	手術給付の型			手術給付の型		
	0 倍型	5 倍型	10 倍型	0 倍型	5 倍型	10 倍型
	0 倍型	5 倍型	10 倍型	0 倍型	5 倍型	10 倍型
20	1,585	1,945	2,305	3,170	3,890	4,610
21	1,620	1,985	2,355	3,240	3,970	4,710
22	1,655	2,030	2,405	3,310	4,060	4,810
23	1,690	2,070	2,450	3,380	4,140	4,900
24	1,720	2,110	2,500	3,440	4,220	5,000
25	1,755	2,155	2,550	3,510	4,310	5,100
26	1,790	2,195	2,605	3,580	4,390	5,210
27	1,825	2,240	2,655	3,650	4,480	5,310
28	1,860	2,285	2,710	3,720	4,570	5,420
29	1,900	2,335	2,765	3,800	4,670	5,530
30	1,940	2,385	2,825	3,880	4,770	5,650
31	1,980	2,435	2,890	3,960	4,870	5,780
32	2,025	2,490	2,955	4,050	4,980	5,910
33	2,065	2,545	3,025	4,130	5,090	6,050
34	2,115	2,605	3,100	4,230	5,210	6,200
35	2,165	2,670	3,175	4,330	5,340	6,350
36	2,215	2,735	3,255	4,430	5,470	6,510
37	2,270	2,805	3,335	4,540	5,610	6,670
38	2,325	2,875	3,425	4,650	5,750	6,850
39	2,385	2,950	3,510	4,770	5,900	7,020
40	2,445	3,025	3,605	4,890	6,050	7,210
41	2,510	3,105	3,695	5,020	6,210	7,390
42	2,570	3,180	3,795	5,140	6,360	7,590
43	2,635	3,260	3,890	5,270	6,520	7,780
44	2,695	3,340	3,990	5,390	6,680	7,980
45	2,760	3,425	4,090	5,520	6,850	8,180
46	2,825	3,510	4,190	5,650	7,020	8,380
47	2,895	3,595	4,300	5,790	7,190	8,600
48	2,960	3,685	4,405	5,920	7,370	8,810
49	3,030	3,775	4,515	6,060	7,550	9,030
50	3,100	3,865	4,630	6,200	7,730	9,260
51	3,170	3,960	4,745	6,340	7,920	9,490
52	3,240	4,050	4,860	6,480	8,100	9,720
53	3,315	4,150	4,980	6,630	8,300	9,960
54	3,390	4,250	5,105	6,780	8,500	10,210
55	3,470	4,350	5,235	6,940	8,700	10,470
56	3,555	4,460	5,365	7,110	8,920	10,730
57	3,640	4,570	5,505	7,280	9,140	11,010
58	3,735	4,690	5,650	7,470	9,380	11,300
59	3,830	4,815	5,800	7,660	9,630	11,600

特約（選べるオプション）

引受基準緩和型 先進医療特約	引受基準緩和型 入院一時給付特約	引受基準緩和型 退院後通院特約	引受基準緩和型 骨折保障特約
先進医療にかかる 技術料と同額	給付金額 5 万円	日額 5,000 円	1 回につき 5 万円
82	960	730	270
82	975	745	270
81	995	760	265
81	1,015	775	265
81	1,030	795	265
81	1,050	810	265
81	1,070	830	265
82	1,085	855	265
82	1,105	875	265
82	1,130	900	265
83	1,150	920	265
83	1,175	945	270
84	1,200	975	270
84	1,230	1,000	275
84	1,260	1,030	275
85	1,290	1,060	280
86	1,320	1,095	280
87	1,350	1,125	285
88	1,385	1,160	285
89	1,420	1,195	290
90	1,455	1,230	290
92	1,495	1,270	295
93	1,535	1,310	295
95	1,575	1,350	300
97	1,615	1,390	305
99	1,660	1,435	305
102	1,700	1,480	305
105	1,740	1,530	310
108	1,780	1,575	310
111	1,820	1,625	315
114	1,860	1,675	315
117	1,895	1,730	320
121	1,935	1,780	320
124	1,975	1,835	325
128	2,020	1,895	330
133	2,060	1,950	330
138	2,105	2,010	335
143	2,155	2,075	340
149	2,205	2,135	345
156	2,260	2,200	350

※2024年12月現在の保険料を記載しています。 ※上表以外の保険料については、募集代理店またはイオン・アリアンツ生命までお問い合わせください。 ※引受基準緩和型先進医療特約の保険料払込期間は次の通りとなります。 ・主契約の保険料払込期間が終身の場合：80歳まで。 ・主契約の保険料払込期間が有期

準緩和型先進医療特約の保険料払込期間は10年(自動更新)です。ただし、更新日の被保険者の年齢が86歳以上である場合、保険料払込期間は終身となります。 の場合：主契約の保険料払込期間と同一。

保険料表
<月払保険料(円)>

男性(60歳～85歳)

■保険期間・保険料払込期間：終身
■保険料払込経路：口座振替扱
■給付限度：1入院60日

主契約（基本保障）

契約年齢(歳)	入院給付日額：5,000 円			入院給付日額：10,000 円		
	手術給付の型			手術給付の型		
	0 倍型	5 倍型	10 倍型	0 倍型	5 倍型	10 倍型
60	3,935	4,945	5,955	7,870	9,890	11,910
61	4,045	5,080	6,115	8,090	10,160	12,230
62	4,155	5,215	6,280	8,310	10,430	12,560
63	4,275	5,360	6,450	8,550	10,720	12,900
64	4,395	5,510	6,620	8,790	11,020	13,240
65	4,520	5,655	6,795	9,040	11,310	13,590
66	4,645	5,805	6,970	9,290	11,610	13,940
67	4,770	5,960	7,145	9,540	11,920	14,290
68	4,900	6,110	7,320	9,800	12,220	14,640
69	5,025	6,260	7,490	10,050	12,520	14,980
70	5,155	6,405	7,660	10,310	12,810	15,320
71	5,280	6,555	7,830	10,560	13,110	15,660
72	5,415	6,710	8,005	10,830	13,420	16,010
73	5,550	6,865	8,185	11,100	13,730	16,370
74	5,690	7,025	8,360	11,380	14,050	16,720
75	5,840	7,195	8,550	11,680	14,390	17,100
76	6,000	7,375	8,745	12,000	14,750	17,490
77	6,175	7,565	8,950	12,350	15,130	17,900
78	6,365	7,765	9,165	12,730	15,530	18,330
79	6,575	7,985	9,395	13,150	15,970	18,790
80	6,800	8,220	9,635	13,600	16,440	19,270
81	7,035	8,455	9,880	14,070	16,910	19,760
82	7,270	8,700	10,125	14,540	17,400	20,250
83	7,515	8,940	10,370	15,030	17,880	20,740
84	7,750	9,185	10,615	15,500	18,370	21,230
85	7,990	9,420	10,855	15,980	18,840	21,710

特約（選べるオプション）

引受基準緩和型 先進医療特約	引受基準緩和型 入院一時給付特約	引受基準緩和型 退院後通院特約	引受基準緩和型 骨折保障特約	契約年齢(歳)
先進医療にかかる 技術料と同額	給付金額 5 万円	日額 5,000 円	1 回につき 5 万円	
165	2,315	2,270	350	60
174	2,375	2,340	360	61
185	2,435	2,415	365	62
197	2,495	2,490	370	63
210	2,560	2,570	380	64
224	2,620	2,655	390	65
239	2,685	2,745	400	66
254	2,750	2,835	410	67
270	2,810	2,925	425	68
286	2,870	3,020	435	69
301	2,925	3,110	450	70
317	2,980	3,205	-	71
332	3,030	3,295	-	72
347	3,080	3,395	-	73
361	3,130	3,490	-	74
373	3,180	3,590	-	75
385	3,230	3,690	-	76
395	3,280	3,800	-	77
404	3,335	3,910	-	78
411	3,390	4,020	-	79
418	3,450	4,140	-	80
424	3,505	4,255	-	81
429	3,560	4,380	-	82
433	3,615	4,505	-	83
437	3,665	4,630	-	84
441	3,710	4,760	-	85

※2024年12月現在の保険料を記載しています。 ※上表以外の保険料については、募集代理店またはイオン・アリアンツ生命までお問い合わせください。 ※引受基準緩和型先進医療特約の保険料払込期間は次の通りとなります。 ・主契約の保険料払込期間が終身の場合：80歳まで。 ・主契約の保険料払込期間が有期の場合：主契約の保険料払込期間と同一。

準緩和型先進医療特約の保険料払込期間は10年(自動更新)です。ただし、更新日の被保険者の年齢が86歳以上である場合、保険料払込期間は終身となります。 の場合：主契約の保険料払込期間と同一。

保険料表
<月払保険料(円)>

女性(20歳～59歳)

■保険期間・保険料払込期間：終身
■保険料払込経路：口座振替扱
■給付限度：1入院60日

主契約（基本保障）

契約年齢(歳)	入院給付日額：5,000 円			入院給付日額：10,000 円		
	手術給付の型			手術給付の型		
	0 倍型	5 倍型	10 倍型	0 倍型	5 倍型	10 倍型
	1,600	2,010	2,420	3,200	4,020	4,840
20	1,600	2,010	2,420	3,200	4,020	4,840
21	1,625	2,045	2,465	3,250	4,090	4,930
22	1,645	2,075	2,500	3,290	4,150	5,000
23	1,665	2,100	2,535	3,330	4,200	5,070
24	1,680	2,125	2,565	3,360	4,250	5,130
25	1,700	2,150	2,600	3,400	4,300	5,200
26	1,715	2,175	2,630	3,430	4,350	5,260
27	1,740	2,200	2,665	3,480	4,400	5,330
28	1,765	2,230	2,700	3,530	4,460	5,400
29	1,790	2,265	2,740	3,580	4,530	5,480
30	1,825	2,305	2,780	3,650	4,610	5,560
31	1,860	2,345	2,830	3,720	4,690	5,660
32	1,900	2,390	2,880	3,800	4,780	5,760
33	1,940	2,435	2,935	3,880	4,870	5,870
34	1,985	2,485	2,990	3,970	4,970	5,980
35	2,030	2,540	3,045	4,060	5,080	6,090
36	2,075	2,590	3,105	4,150	5,180	6,210
37	2,125	2,650	3,170	4,250	5,300	6,340
38	2,175	2,705	3,235	4,350	5,410	6,470
39	2,230	2,770	3,305	4,460	5,540	6,610
40	2,285	2,830	3,380	4,570	5,660	6,760
41	2,345	2,900	3,455	4,690	5,800	6,910
42	2,405	2,970	3,535	4,810	5,940	7,070
43	2,470	3,045	3,620	4,940	6,090	7,240
44	2,535	3,120	3,710	5,070	6,240	7,420
45	2,600	3,200	3,800	5,200	6,400	7,600
46	2,675	3,285	3,895	5,350	6,570	7,790
47	2,745	3,370	3,995	5,490	6,740	7,990
48	2,820	3,460	4,095	5,640	6,920	8,190
49	2,900	3,550	4,200	5,800	7,100	8,400
50	2,980	3,640	4,305	5,960	7,280	8,610
51	3,060	3,735	4,410	6,120	7,470	8,820
52	3,140	3,830	4,520	6,280	7,660	9,040
53	3,220	3,925	4,630	6,440	7,850	9,260
54	3,305	4,025	4,745	6,610	8,050	9,490
55	3,390	4,125	4,860	6,780	8,250	9,720
56	3,480	4,225	4,975	6,960	8,450	9,950
57	3,565	4,330	5,095	7,130	8,660	10,190
58	3,655	4,435	5,220	7,310	8,870	10,440
59	3,745	4,545	5,340	7,490	9,090	10,680



特約（選べるオプション）

引受基準緩和型 先進医療特約	引受基準緩和型 入院一時給付特約	引受基準緩和型 退院後通院特約	引受基準緩和型 骨折保障特約
先進医療にかかる 技術料と同額	給付金額 5 万円	日額 5,000 円	1 回につき 5 万円
83	1,070	945	270
83	1,085	960	275
83	1,095	975	280
83	1,105	990	285
83	1,110	1,005	290
83	1,110	1,020	295
83	1,110	1,030	300
83	1,110	1,045	310
83	1,110	1,055	315
83	1,110	1,065	325
83	1,115	1,080	335
84	1,120	1,095	340
85	1,130	1,110	350
85	1,140	1,125	360
86	1,150	1,140	370
87	1,160	1,160	380
88	1,170	1,180	390
89	1,185	1,205	400
90	1,200	1,230	410
91	1,215	1,260	415
92	1,230	1,290	425
94	1,250	1,320	440
96	1,270	1,355	450
98	1,295	1,390	460
100	1,320	1,425	475
102	1,350	1,465	485
105	1,380	1,505	500
107	1,410	1,545	515
110	1,440	1,585	530
113	1,475	1,630	545
115	1,510	1,670	560
118	1,545	1,715	575
120	1,580	1,760	590
123	1,615	1,810	605
126	1,650	1,860	620
129	1,685	1,905	640
133	1,725	1,960	655
138	1,760	2,010	670
144	1,800	2,070	690
150	1,840	2,125	710



※2024年12月現在の保険料を記載しています。 ※上表以外の保険料については、募集代理店またはイオン・アリアンツ生命までお問い合わせください。 ※引受基準引受基準緩和型骨折保障特約の保険料払込期間は次の通りとなります。 ・主契約の保険料払込期間が終身の場合：80歳まで。 ・主契約の保険料払込期間が有期

準緩和型先進医療特約の保険料払込期間は10年(自動更新)です。ただし、更新日の被保険者の年齢が86歳以上である場合、保険料払込期間は終身となります。 の場合：主契約の保険料払込期間と同一。

保険料表
<月払保険料(円)>

女性(60歳～85歳)

■保険期間・保険料払込期間：終身
■保険料払込経路：口座振替扱
■給付限度：1入院60日

主契約（基本保障）

契約年齢(歳)	入院給付日額：5,000 円			入院給付日額：10,000 円		
	手術給付の型			手術給付の型		
	0 倍型	5 倍型	10 倍型	0 倍型	5 倍型	10 倍型
60	3,835	4,650	5,465	7,670	9,300	10,930
61	3,925	4,755	5,590	7,850	9,510	11,180
62	4,015	4,860	5,705	8,030	9,720	11,410
63	4,105	4,965	5,830	8,210	9,930	11,660
64	4,195	5,075	5,950	8,390	10,150	11,900
65	4,290	5,185	6,075	8,580	10,370	12,150
66	4,390	5,295	6,205	8,780	10,590	12,410
67	4,485	5,410	6,335	8,970	10,820	12,670
68	4,585	5,525	6,460	9,170	11,050	12,920
69	4,690	5,645	6,595	9,380	11,290	13,190
70	4,795	5,760	6,730	9,590	11,520	13,460
71	4,900	5,880	6,860	9,800	11,760	13,720
72	5,010	6,000	6,995	10,020	12,000	13,990
73	5,125	6,130	7,135	10,250	12,260	14,270
74	5,250	6,270	7,285	10,500	12,540	14,570
75	5,385	6,415	7,450	10,770	12,830	14,900
76	5,535	6,580	7,620	11,070	13,160	15,240
77	5,700	6,755	7,805	11,400	13,510	15,610
78	5,875	6,940	8,000	11,750	13,880	16,000
79	6,055	7,130	8,200	12,110	14,260	16,400
80	6,245	7,325	8,405	12,490	14,650	16,810
81	6,445	7,530	8,615	12,890	15,060	17,230
82	6,645	7,735	8,825	13,290	15,470	17,650
83	6,850	7,945	9,040	13,700	15,890	18,080
84	7,060	8,160	9,260	14,120	16,320	18,520
85	7,280	8,385	9,490	14,560	16,770	18,980

特約（選べるオプション）

引受基準緩和型 先進医療特約	引受基準緩和型 入院一時給付特約	引受基準緩和型 退院後通院特約	引受基準緩和型 骨折保障特約	契約年齢(歳)
先進医療にかかる 技術料と同額	給付金額 5 万円	日額 5,000 円	1 回につき 5 万円	
158	1,880	2,185	725	60
166	1,915	2,250	750	61
176	1,955	2,315	770	62
187	1,995	2,385	795	63
198	2,030	2,460	820	64
210	2,070	2,535	845	65
222	2,110	2,615	880	66
235	2,150	2,700	910	67
248	2,190	2,790	945	68
261	2,230	2,890	985	69
274	2,265	2,985	1,025	70
287	2,305	3,085	-	71
299	2,340	3,190	-	72
310	2,380	3,300	-	73
321	2,420	3,410	-	74
331	2,465	3,525	-	75
340	2,510	3,640	-	76
348	2,565	3,760	-	77
355	2,620	3,885	-	78
362	2,675	4,015	-	79
368	2,735	4,140	-	80
373	2,790	4,265	-	81
379	2,840	4,390	-	82
385	2,890	4,520	-	83
390	2,940	4,645	-	84
395	2,980	4,765	-	85

※2024年12月現在の保険料を記載しています。 ※上表以外の保険料については、募集代理店またはイオン・アリアンツ生命までお問合わせください。 ※引受基準緩和型先進医療特約の保険料払込期間は次の通りとなります。 ・主契約の保険料払込期間が終身の場合：80歳まで。 ・主契約の保険料払込期間が有期の場合：主契約の保険料払込期間と同一。

準緩和型先進医療特約の保険料払込期間は10年(自動更新)です。ただし、更新日の被保険者の年齢が86歳以上である場合、保険料払込期間は終身となります。 の場合：主契約の保険料払込期間と同一。

契約概要

- ご契約のお申込みについて、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所等について

- 商号:イオン・アリアンツ生命保険株式会社
- 電話:0120-503-928 (カスタマーサービスセンター)
- 住所:〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目10番9号 住友不動産水道橋壹岐坂ビル
- ホームページ:https://www.aeon-allianz.co.jp

2 商品のしくみ

- 正式名称:無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)
- この商品は、病気やケガによる所定の入院や手術等を一生にわたって保障する商品です。
 - 簡単な告知によりお申込みいただけます。
 - 持病(既往症)が再発・悪化した場合でも、一定の条件で給付金をお支払いします。
 - 各種特約を付加することにより、保障内容を充実させることができます。

主 契 約				
無解約返戻金型 終身医療保険 (引受基準緩和型)	疾病入院給付金	給付限度	1入院60日 通算1,095日	
	災害入院給付金	給付限度	1入院60日 通算1,095日	
	手術給付金	手術給付金および 放射線治療給付金の型	0倍型・5倍型・10倍型	
	放射線治療給付金	手術給付金および 放射線治療給付金の型	0倍型・5倍型・10倍型	

生涯保障

ご契約時に付加できる特約一覧

引受基準緩和型先進医療特約 (保険期間:10年)	先進医療給付金	自動更新*
引受基準緩和型入院一時給付特約	入院一時給付金	
引受基準緩和型退院後通院特約	通院給付金	
引受基準緩和型骨折保障特約	骨折保障給付金	

生涯保障

保険期間は
80歳まで

*この特約は保険期間10年の更新型で、自動更新されます。当社の定める範囲内で、保険期間または保険料払込期間を変更して更新することがあります。

3 保障内容

- 主契約・特約の責任開始時以後の保険期間中に、被保険者が病気やケガで入院された場合や手術を受けた場合などに給付金をお支払いします。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)(主契約)

被保険者が所定の入院をした場合や所定の手術を受けた場合等に、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
疾病入院 給付金	疾病で1日以上入院をしたとき	(入院1回につき) 入院給付日額 × 入院日数	(入院1回につき) 60日 通算 1,095日
災害入院 給付金	不慮の事故による傷害で1日以上入院をしたとき	(入院1回につき) 入院給付日額 × 入院日数	(入院1回につき) 60日 通算 1,095日
手術給付金	疾病または傷害で、 公的医療保険制度の対象となる 所定の手術 (骨髄移植術のための骨髄幹細胞の採取術を含む) を受けたとき	(手術1回につき) 入院給付日額 × 所定の給付倍率*	支払回数無制限
放射線治療 給付金	疾病または傷害で、 公的医療保険制度の対象となる 所定の放射線治療を受けたとき	(放射線治療1回につき) 入院給付日額 × 所定の給付倍率*	支払回数無制限 (ただし、60日の間に1回)

*手術給付金、放射線治療給付金の給付倍率は、0倍、5倍、10倍より選択いただけます。なお、0倍の場合は、手術給付金および放射線治療給付金のお支払いはありません。



- この商品は、告知項目を限定し引受基準を緩和することで、健康に不安のある方でも加入しやすいように設計されています。このため、保険料は当社の他の医療保険と比べて割増しされています。(なお、当社では、2024年12月現在、保険料が割増しされていない骨折保障特約を販売しておりません。)
- 健康状態について、より詳細に告知いただくことにより、保険料が割増しされていない当社の他の医療保険にご加入いただける場合があります。ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。

- 入院を2回以上した場合でも1回の入院とみなすことがあります。例えば、疾病で2回入院した場合、初回入院の退院日の翌日から180日以内に開始した2回目の入院は、その入院の原因にかかわらず、初回入院とあわせて1回の入院とみなし、1回の入院の支払日数の限度を適用します。
- 手術給付金について、次の手術はお支払いの対象となりません。
 - ・傷の処理(創傷処理、デブリードマン) ・切開術(皮膚、鼓膜) ・抜歯手術
 - ・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・異物除去(外耳、鼻腔内)
 - ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜) ・魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)
- 骨髄移植術のための骨髄幹細胞の採取術に対する手術給付金は、責任開始日からその日を含めて1年経過後の所定の手術についてお支払いします。
- 次の放射線治療は支払対象となりません。
 - ・病院または診療所以外での放射線治療 ・血液照射
- 被保険者が保険期間中に次の保険料の払込みの免除事由に該当した場合、以後の保険料(主契約および主契約に付加されている特約すべての保険料)の払込みを免除します。

保険料の払込みの免除事由	
高度障害状態	責任開始時以後に生じた不慮の事故による傷害で、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の高度障害状態
身体障害状態	または身体障害状態に該当したとき



引受基準緩和型先進医療特約

被保険者が所定の先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
先進医療給付金	疾病または傷害で、 先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる 技術料と同額	支払額を通算して 2,000万円

- この特約は保険期間10年の更新型で、自動更新されます。ただし、更新日(この特約の保険期間の満了の日の翌日)の被保険者の年齢が86歳以上である場合は、保険期間および保険料払込期間は終身となります。
- 療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。
- 先進医療に該当する技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状等)が定められており、医療技術・適応症・実施する医療機関によっては、先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。
- 先進医療給付金を支払限度までお支払いしたとき、または主契約が消滅したとき、引受基準緩和型先進医療特約は消滅します。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のある当社の特約を重複して付加することはできません。

特約の自動更新について

- ・引受基準緩和型先進医療特約については、この特約の保険期間満了日の2ヵ月前までに継続しない旨のお申出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、特約の保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- ※保険料の払込みを免除している場合も同様に自動更新されます。(更新後の特約についても、保険料の払込みは免除されます。)
- ・保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。
- ・先進医療給付金の支払限度は、この特約の保険期間(更新前後の保険期間は継続されたものとします)を通じての限度となります。



引受基準緩和型入院一時給付特約

被保険者が所定の入院をした場合、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
入院一時給付金	疾病または傷害で、主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる1日以上入院をしたとき ただし、睡眠時無呼吸により入院した場合、その入院の日数が2日以内で、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかったときは、入院一時給付金の支払対象となりません。	(主契約における1回の入院につき) 給付金額	支払回数無制限 (ただし、180日の間に1回)

- 被保険者が2回以上入院した場合で、主契約の規定により1回の入院とみなされるときは、この特約においても1回の入院とみなし、入院一時給付金のお支払いは1回とします。
- すでに入院一時給付金の支払事由に該当している場合には、入院一時給付金が支払われた最終の入院の開始日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。
- 主契約が消滅したときには、引受基準緩和型入院一時給付特約は消滅します。
- 睡眠時無呼吸により1日以上入院をした場合、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかったときでも、主契約の疾病入院給付金の支払対象となります。



引受基準緩和型退院後通院特約

被保険者が退院後に所定の通院をした場合、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
通院給付金	次の(1)および(2)をともに満たす通院をしたとき (1)主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の原因となった疾病または傷害のための通院であること (2)次の通院対象期間中の通院であること 通院対象期間 退院日翌日からその日を含めて180日以内の期間	(1回の通院対象期間中の通院につき) 通院給付日額 × 通院日数	(1回の通院対象期間中の通院につき) 30日 通算 1,095日

- 次のいずれかに該当したときには、引受基準緩和型退院後通院特約は消滅します。
 - ・主契約が消滅したとき
 - ・主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金をいずれも通算支払日数の限度までお支払いしたとき
 - ・通院給付金を通算支払日数の限度までお支払いしたとき
- 通院対象期間経過後の通院は支払対象となりません。



引受基準緩和型骨折保障特約

被保険者が所定の骨折の治療を受けた場合、給付金をお支払いします。

給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
骨折保障給付金	疾病または傷害で、骨折の治療を受けたとき	給付金額	通算10回

- 骨折保障給付金を支払限度までお支払いしたとき、または主契約が消滅したとき、引受基準緩和型骨折保障特約は消滅します。
- 引受基準緩和型骨折保障特約の保険期間は80歳で満了し、更新の取扱いはありません。
- 次の骨折保障給付金のお支払いは1回限りです。
 - (1)同一の不慮の事故による傷害を直接の原因として支払う骨折保障給付金
 - (2)同一の不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因として支払う骨折保障給付金
 - (3)同一の疾病を直接の原因とし、かつ同時期に発生した骨折に対して支払う骨折保障給付金
 - (4)脊椎の圧迫骨折に対して支払う骨折保障給付金
- 脊椎の圧迫骨折は、この特約の責任開始時前を含めて初めて受けた治療であることを要します。

4 保険期間・保険料等

■ 保険期間は次の通りです。

主契約・特約		保険期間
主契約		終身
特約	引受基準緩和型先進医療特約	10年(自動更新)
	引受基準緩和型骨折保障特約	80歳まで
	引受基準緩和型入院一時給付特約 引受基準緩和型退院後通院特約	終身

■ 保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路はそれぞれ次のいずれかからお選びいただけます。

保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
・ 終身 ・ 有期(60歳・65歳・70歳・ 75歳・80歳払込満了) ※保険料払込期間は5年以上。	・ 月払(年12回払込) ・ 年払(年1回払込)	・ 口座振替扱 ・ クレジットカード扱 ・ 団体扱(月払)

※引受基準緩和型骨折保障特約の保険料払込期間は以下の通り。

- ・主契約の保険料払込期間が終身の場合:80歳まで。
- ・主契約の保険料払込期間が有期の場合:主契約の保険料払込期間と同一。

※引受基準緩和型先進医療特約の保険期間は10年(自動更新)。ただし、更新日の被保険者の年齢が86歳以上である場合、保険期間は終身。

※団体扱は月払のみとなります。

5 解約返戻金

- 主契約については、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の10倍の解約返戻金があります。
- 特約は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

6 契約者配当金

- この商品に、契約者配当金はありません。

7 その他の留意事項

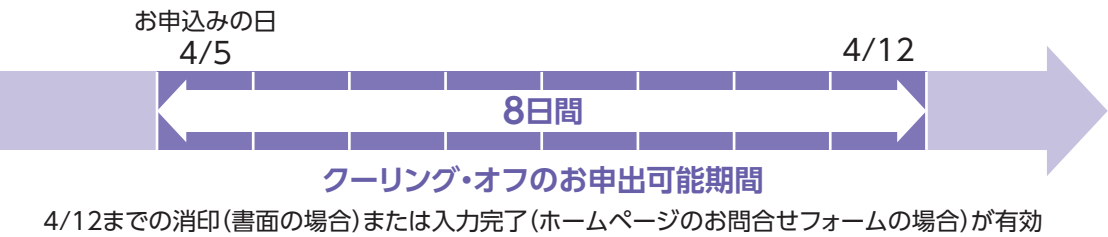
- 契約者貸付制度、保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)はありません。
- 主契約および特約の給付日額や給付金額を増額することはできません。

- この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みについて、特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および給付の際の制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ制度

申込者または契約者は、お申込みの日からその日を含めて8日以内であれば、書面または当社ホームページのお問合わせフォームによりお申込みの撤回または保険契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。
この場合、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、その金額を全額お返しします。

【クーリング・オフ例】



- 当社は、申込者または契約者に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。
- 書面の場合、クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。郵便により上記期間内(8日以内の消印有効)に、イオン・アリアンツ生命保険株式会社あてに送付ください。

【クーリング・オフの記入例】

イオン・アリアンツ生命保険株式会社 御中

私は下記の契約の申込みを撤回します。

・申込日

・申込番号(または証券番号)*1

・保険種類 ●●保険

・契約者 ○○ ○○(フリガナ:○○○ ○○○)*2
(親権者 ○○ ○○)*3

・被保険者 △△ △△

・住所 ○○県○○市○○町○-○-○

・電話番号 ○○○-○○○○-○○○○*4

*1 申込番号もしくはお手元に保険証券が到着している場合は、証券番号を記入ください。
(保険証券がお手元に到着している場合は、撤回の書面と共に保険証券を同封し、送付ください。)

*2 書面の場合、必ず契約者の自署にてお願いします。

*3 書面で契約者が未成年の場合、親権者・後見人の自署が必要です。

*4 日中連絡のつく電話番号を記入ください。

■ 書面の送付先
〒113-0033
東京都文京区本郷1丁目10番9号
住友不動産水道橋壹岐坂ビル
イオン・アリアンツ生命保険株式会社
契約サービス部 契約課 クーリング・オフ受付担当 行

■ ホームページのお問合わせフォーム
<https://www.aeon-allianz.co.jp/contact/>

〈クーリング・オフに関するご注意〉

- 当社が指定する医師による診査の後や、ご契約者が法人の場合はお申込みの撤回等はできません。
- 「特約のみの撤回」等お申込みの一部の撤回はできません。
- お申込みの撤回等の書面を発信したときに、保険金や給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は発生しません。ただし、お申込みの撤回等の書面を発信したときに、申込者または契約者が、保険金や給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 健康状態等の告知義務

健康状態等についてありのままを告知ください。

告知義務について

- 契約者や被保険者には健康状態等を告知する義務があります。
- 保険契約のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について、当社が「告知書」(情報端末や電磁的方法を利用した告知画面を含みます。)でお伺いすることについて、事実をありのままに正確に、もれなくお知らせ(告知)してください。
- 当社の社員・生命保険募集人(生命保険代理店、カスタマーサービスセンター等で対応させていただく者を含みます。)には告知を受ける権限がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知したことにはなりません。告知をされる場合は、当社所定の「告知書」に記入、または当社所定の「告知画面」に入力ください。
- 当社では、契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じてお引受けの判断をしております。
傷病歴等・通院事実等を告知した場合、後日追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。告知等の結果をふまえ、以下のいずれかのとおり取扱います。
 - ・無条件でお引受けする。
 - ・今回のお引受けはお断りする。
 - ・保障内容の一部を変更して提示し、変更内容に承諾いただいたうえで引受けする。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
 - 当社が保険契約または特約を解除した場合には、次のとおりとなります。
 - ・給付金の支払事由が生じていても、お支払いしません。
 - ・保険料の払込みの免除事由が生じていても、払込みを免除しません。
 - ・解約返戻金があるときは、その金額を契約者に支払います。
- ただし、「給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いする、または保険料の払込みを免除することがあります。
- 責任開始日から2年経過後でも、解除の原因となる事実により給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が責任開始日から2年以内に生じている場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

3 責任開始日について

当社が保険契約のお申込みを承諾した場合、「お申込み」または「告知」のいずれか遅い時から保険契約上の責任(保障)を開始します。

- この保険の保障を開始する時を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始日といいます。

【責任(保障)開始の例】

当社が保険契約のお申込みを承諾した場合、お申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。



- 契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。ただし、ご契約時に契約者からの申し出により、「契約日に関する特則」を適用した場合は、契約日は責任開始日と同一の日になります。契約年齢、保険期間、保険料払込期間は契約日を基準に計算します。

4 現在のご契約の見直し

現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。

【現在ご契約の保険契約を解約・減額した場合】

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約された保険契約を元に戻すことはできません。また減額されたご契約も元に戻せないことがあります。

【新たな保険契約へお申込みする場合】

- 新たな保険契約の保険料は現在の被保険者の年齢により計算されます。保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在のご契約と新たなご契約とでは異なることがあります。新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率よりも低い場合、保険料が高くなる場合があります。
- 新たな保険契約へのお申込みについても告知義務があり、被保険者の健康状態等によりお引受けできない場合があります。新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。したがって、傷病歴等を正しく告知されなかった場合、新たな保険契約が解除・取消となることがあります。
- 現在ご加入中のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、責任開始日前の発病等の場合には、給付金等が支払われないことがあります。
- 新たな保険契約によっては、がんに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日以内に給付金等のお支払い事由や保険料の払込みの免除事由が生じた場合、給付金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

5 保険料の払込みがない場合等の取扱い

保険料は払込期月内に払込みください。猶予期間内に払込みがない場合は、保険契約は消滅します。(消滅した保険契約を元に戻すことはできません。)

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、すぐに保険契約が消滅しないように保険料の払込みの猶予期間を設けていますが、猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。

【猶予期間のイメージ】

保険料の払込みの猶予期間は、払込期月の翌月の1日から翌々月末日までの期間です。



- この保険には、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)はありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度)はありません。
- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、保険料の払込みについて郵送や電話等によりお知らせする場合があります。そのため、当社に登録いただいた住所・電話番号・通信先等について変更がある場合、必ずご連絡ください。

6 給付金の請求

給付金の支払事由等に該当した場合は、すみやかに当社にご連絡ください。支払可能性があると思われる場合や不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- 給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、請求手続等については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 給付金の請求に関する当社からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、通信先(携帯電話番号等)・住所について変更がある場合、必ず当社にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の給付金の支払事由に該当することがあります。
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が給付金を請求できない所定の事情があるときに、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人(1名)が代わって請求することができます。なお、指定代理請求人は請求時において所定の範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、保険料の払込みの免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。

7 給付金をお支払いできない場合

- 給付金をお支払いできない場合や保険料の払込みを免除できない場合があります。
代表的なものは、次のとおりです。
- 支払事由に該当しない場合
責任開始時に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする入院 等
ただし、責任開始時に生じた疾病を原因として入院した場合でも、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病が生じたことにより、入院の必要があると医師によって診断されたときは、責任開始時以後の原因によるものとみなし、給付金の支払対象となります。
 - 免責事由に該当した場合
契約者・被保険者の故意または重大な過失により支払事由に該当したとき 等
 - 告知義務違反により、保険契約または特約が解除された場合
 - 詐欺や給付金の不法取得目的をもって保険契約の締結が行われ、保険契約または特約が取消・無効とされた場合
 - 給付金を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡時支払金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、保険契約または特約が解除された場合
 - 保険料の払込みがなく、保険契約が消滅した場合

8 解約と解約返戻金

- 主契約・特約ともに保険料払込期間を通じて解約返戻金はありません。
- 主契約については、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の入院給付日額の10倍の解約返戻金があります。
 - 特約は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

		主契約	特約
保険料払込期間が終身の場合		解約返戻金はありません	解約返戻金はありません
保険料払込期間が有期の場合	保険料払込期間中	解約返戻金はありません	
	保険料払込期間満了後	入院給付日額の10倍と同額	

9 確認担当者による申込内容、告知内容、給付金の請求内容等の確認

当社の確認担当者(当社が委託した確認担当者を含みます。)が、申込内容、告知内容、給付金の請求内容等を確認することがあります。

10 生命保険会社が経営破綻した場合 等

- 生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。

お問い合わせ先

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

11 苦情・相談窓口

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、次のお問い合わせ先へご連絡ください。

お問い合わせ先

イオン・アリアンツ生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

受付時間 月曜～金曜 9:00～19:00 土日・祝日 9:00～17:00

通話無料 0120-503-928

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
 - 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

A small, cute cartoon cat is positioned in the bottom right corner of the page. The cat has a white body with a pink patch on its left ear and a blue patch on its right ear. It is wearing a pink collar with a matching pink bow. The cat has large, expressive eyes and a small, smiling mouth. It is sitting on the bottom line of the ruled paper.